



公 示

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定により除却した工作物及び船舶（以下、「工作物等」という。）を同法第75条第4項の規定により保管したので、次のとおり公示する。

令和元年8月6日

大分県知事 広 瀬 勝 貞



1 工作物の名称又は種類、形状及び数量等

名称又は種類、形状及び数量	放置されていた場所	除却した日時
船舶（船舶番号294-5881）1隻	佐伯市駅前二丁目地先の一級河川番匠川水系中川の河川区域内	令和元年7月31日午前9時32分
船舶（船舶番号294-10729）1隻	佐伯市長島町一丁目地先の一級河川番匠川水系中川の河川区域内	令和元年7月30日午後2時29分
船舶 1隻	佐伯市常盤東町地先の一級河川番匠川水系中川の河川区域内	令和元年7月30日午後1時41分
栈橋 1基	佐伯市駅前一丁目地先の一級河川番匠川水系中川の河川区域内	令和元年8月2日午後2時49分
栈橋 1基	〃	令和元年8月2日午前11時13分
栈橋 1基	〃	令和元年8月2日午前10時39分
栈橋 1基	〃	令和元年8月2日午後2時3分
栈橋 1基	〃	令和元年8月1日午後3時31分
栈橋 1基	佐伯市蟹田地先の一級河川番匠川水系中川の河川区域内	令和元年8月1日午後2時56分
栈橋 1基	〃	令和元年8月1日午後2時4分
栈橋 1基	〃	令和元年8月1日午前11時29分
栈橋 1基	〃	令和元年8月1日午前11時10分
船舶及び栈橋 一式	佐伯市野岡町一丁目地先の一級河川番匠川水系中川の河川区域内	令和元年8月2日午後4時40分
船舶（船舶番号294-7654）及び杭一式	佐伯市蟹田地先の一級河川番匠川水系中川の河川区域内	令和元年7月30日午後3時29分

2 工作物等の保管を始めた日時

令和元年8月2日午後5時15分

3 工作物等の保管場所

佐伯市鶴谷町一丁目12409番69 佐伯港鶴谷地区三号野積場

4 保管した工作物等の返還

(1) 返還期限

令和2年2月5日。ただし、令和元年11月5日までに返還の申出がない場合には、工作物等を売却してその代金を保管し、又は工作物等を廃棄することがある。

(2) 返還の申出及び問合せ先

佐伯市長島町1-2-1 大分県佐伯土木事務所管理・保全課

電話 0972-22-3171

(3) 費用負担

工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けべき所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者、その他当該措置を命ずべき者の負担とする。

担当：

佐伯土木事務所管理・保全課

管理班 放置艇対策担当

電話 0972-22-3171

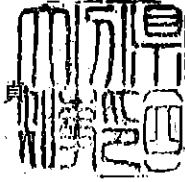


公 示

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定により除却した工作物及び船舶（以下、「工作物等」という。）を同法第56条の4第3項の規定により保管したので、次のとおり公示する。

令和元年8月6日

大分県知事 広 瀬 勝 貞



1. 工作物の名称又は種類、形状及び数量等

名称又は種類、形状 及び数量	放置されていた場所	除却した日時
船舶 1隻	佐伯市葛港地先の佐伯港の港湾区域内	令和元年8月2日午前9時31分

2. 工作物等の保管を始めた日時

令和元年8月2日午後5時15分

3. 工作物等の保管場所

佐伯市鶴谷町一丁目12409番69 佐伯港鶴谷地区三号野積場

4. 保管した工作物等の返還

(1) 返還期限

令和2年2月5日。ただし、令和元年11月5日までに返還の申出がない場合には、工作物等を売却してその代金を保管し、又は工作物等を廃棄することがある。

(2) 返還の申出及び問合せ先

佐伯市長島町1-2-1 大分県佐伯土木事務所管理・保全課  
電話 0972-22-3171

(3) 費用負担

工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受け  
るべき所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者、その他当該措置を命ずべき者  
の負担とする。

担当：

佐伯土木事務所管理・保全課  
管理班 放置艇対策担当

電話 0972-22-3171